

高齢者の就業機会確保に係る地域の協議会の設置について(イメージ)

目的

企業を退職した高齢者等の地域での就業機会の確保等を効果的に推進していくため、地域で高齢者の就業対策に関わる関係機関が集まる協議会を設置し、関係機関の情報共有、連携強化等を図ることとする。

このため、地方自治体(都道府県、市町村)が、地域の高齢者の就業に係る機関で構成する協議会を設置することができるものとしてはどうか。

協議会で取り扱う事項

協議会では、以下のような事項について協議を行うこととしてはどうか。

- ・ 関係機関が行う高齢者就業支援等に係る情報の共有や連携の在り方に関すること。
- ・ 当該地域の高齢者の就業機会確保に関するビジョンや計画の作成に関すること。
- ・ 上記ビジョンや計画の実現のために必要な事業の実施に関すること。

構成員

- ・ 協議会には、県や市の関係課、都道府県労働局、シルバー人材センター、労使関係者、社会福祉協議会、地域の金融機関等、高齢者の就業機会確保に係る関係者を、幅広く構成員に含めることができるようにしてはどうか。